

「米国特許制度における係争と改正特許法(AIA)」

米国改正特許法AIAにおける優先検討事項を議論/事前要望テーマも取り上げます。

まず、講師書き下ろしの特許係争ストーリーを提供させていただきます。ストーリーの展開を追って行くと、米国特許制度上考慮すべき諸事項が浮かび上がって来ます。このセミナーは具体的な文脈の中でそのような諸事項の解説を試みます。なお、メイン講師であるファラー先生は、東京に在住し、米国特許弁護士として活躍され、ご自身で小説も書かれるという奇才です。

取り扱われる予定の諸事項のうちには、米国特許出願で日常的に遭遇するAnticipation、Obviousnessに関する問題の他、通常の業務では直接登場することが少ないが、知っておくべきDiscovery、Trade Secrets、Antitrust等といったことが含まれています。

本セミナーでは、今般の改正米国特許法についても、プラクティス全体に影響があることを考慮し、重要なテーマをできる限り詳細に解説いたします。受講対象としては、米国特許制度に関する知識の取得に意欲的な弁理士、知財部員といった方々を想定しています。

同時に、受講者よりご要望のテーマを事前にお知らせ頂き、取り上げる予定です。

【共同講師陣】 (主任講師) ジョセフ・ファラー/米国特許弁護士、(共同講師) 有原 幸一/弁理士

ジョセフ・ファラー オリオンコンサルティング(有)代表取締役、NY州弁護士、AIPLA会員

有原 幸一 久遠特許事務所副所長、日本弁理士会研修所副所長

【配布資料】 当日の資料を事前にE-mailでお送りします。

【開催】 2012年3月6日(火) 13:15-16:45pm(3時間30分/3単位)

【会場】 中央大学駿河台記念館(神田駿河台) または総評会館(神田駿河台)

【受講対象】 企業知財部員、米国出願を担当される弁理士、特許翻訳者、特許エンジニア、等

【受講料】 一般:18000円(税別) 修了生割引:16000円(同)

【定員】 40人

【事前要望】 事前質問、取り上げてほしいテーマを事前にお送りください。講師が準備の上テーマに加ええます。

【事前要望専用E-mailアドレス&提出期限】...ご希望の方はお早めにお申込ください。

2012年 2月24日(金)、お申込直後に専用E-mailアドレスをお知らせします。

【申込最終日】 2012年 2月28日(火)【資料事前送付】入金確認後随時送ります。

弁理士会会員の皆様へ、当社は日本弁理士会の継続研修を行う外部機関として認定されています

取得単位:3単位、この研修は、日本弁理士会の継続研修としての認定を申請中です。この研修を受講し、所定の申請をすると、外部機関研修として3単位が認められる予定です。【注意事項】15分以上の遅刻をした場合、また中座、早退の場合については、時間にかかわらず、受講したものと認められません。

議論となるテーマ

America Invents Act (AIA) of Sept16, 2011

- .First inventor to file/先願発明者
- .何が「先行技術」を構成するのか(定義)
- .1年の猶予期間(one-year grace period)
- . Derivation Proceedings
- .第三者による情報の提供と期限

AIAの他の規定

- .ベストモード oath or declaration
- Discovery
- .付与後の異議申立、当事者間再審理
- 受講者からのご要望テーマ**
- .事前頂いたテーマより

(上記の時間配分・内容はご要望のテーマなどにより変更することがあります。)

「米国特許制度における係争と改正特許法」申込書

お申込はFAXで

FAX 03-3292-2701

(株)エイバックズーム TEL 03-3292-2700

右コースの受講を申し込みます。		受講申込区分に (消費税別)	実施日
氏名	印	一般 18000円 ()	2012年 3月6日(火) 13:15-16:45pm
		修了生割引 16000円 ()	
(弁理士の方:登録番号:)		特許翻訳上級、中間処理翻訳、明細書・意見書 翻訳アドバンスト、日本出願を基礎とした米国実務	
会社・事務所名:			
住所(〒 -)			
TEL	FAX	(必須)E-mail	

お申込書受領後、「お支払いのご案内」をお送りします。